

福生町議会々議録

一昭和三十一年五月二十七日福生町議会定例会（第二回）を福生町役場に招集して出席した議員は左記の通りである。

第一番	田村利一	第二番	渡井明	第三番	中西虎吉
第四番	瀬古清吉	第五番	村尾四郎	第六番	米泉 薫
第七番	中森子一	第八番	西村光人	第九番	石川信義
第十番	森田幸吉	第十一番	山下幸三	第十二番	森田誠重
第十三番	並木 秀	第十四番	清水子市	第十五番	井上頼太郎
第十六番	設楽美知	第十七番	石川常太郎	第十八番	村尾種吉
第十九番	飯野富十郎	第二十番	森田茂一	第二十一番	岡村祐一
第二十二番	高橋三郎	第二十三番	大久保一郎	第二十四番	高橋彦市

一会議事件は左記の通りである。

一議案第四号 町長の専決処分事項報告について

一 議案才四三号 契約締結同意方について

一 才四四号 福生町職員定数条例の一部改正について

一 才四五号 福生町職員退職金支給条例の一部改正について

一 才四六号 福生町賦課金収条例の一部改正について

一 才四七号 土地買収について

一 才四八号 福生町口民健康保険運営協議会委員の委嘱について

一 才四九号 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算

一 請願書(牛浜駅前通り)舗装工事について(の受理について)

一 陳情書(松湯新舗装工事)について(の受理について)

一 地方自治法才百五条の規定により、会議事件説明のため、本席に求めたものは、凡記の通りである。

町長 秋山誠一 助役 川渥金吉 収入役 川辺堅一

総務課長 大野忠一 税務課長 貫井七次 民生課長 橋本孝彰

東京都西多摩郡福生町役場

土木課長 高水 求 水道課長 眞田 眞 産業課長 森田 猛

一本会の書記は凡の通りである。

書記 上野重勝 町田倍二

一 議長(田村利一) 午後三時十分開会を告げる

一 議長(田村利一) 凡記の通り、本日の議事日程を報告する。

日程才一 町長の再決処分事項報告について

才二 契約締結同意方について

才三 福生町職員定数条例の一部改正について

才四 福生町職員退職金支給条例の一部改正について

才五 福生町税賦課金収条例の一部改正について

才六 土地買収について

才七 福生町民健康保険運営協議会委員の委嘱について

才八 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算

「九 請願書（牛浜駅前通り）舗装工事について」の受理について

「十 陳情書（松の湯前、舗装工事）について」の受理について

一議長（田村利一）開議を告げる。

日程才一 町長の専決処分事項報告について（議案才四三号）

一議長（田村利一）本件について提案する旨を告げる。

一書記（上野重勝）朗読

一町長（秋山誠一）昭和五年度で借入れた才三小學校建設費の利あが分三

丁となるがこの議決について書類提出上急迫を要したので本件

専決処分した

一議長（田村利一）本件につき、異議の有無を会議に諮り、全会一致原案

通り決定する旨を告げる。

日程才二 契約締結同意方について

一議長（田村利一）本件を提案する旨を告げる。

東京都西多摩郡福生町役場

一書記（田村利一）朗読

一町長（秋山誠一）条例の定めるところにより、五万圓以上の請負契約

については議会の同意が必要であるから本件を提案する。

これの入札については予定価額との折合がつかず、再三入札の結果

八万圓で西多摩土建と随契とした

一議長（田村利一）本件につき、異議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り

決定する旨を告げる。

日程才三 福生町職員定数条例の一部改正について

一議長（田村利一）本件を提案する旨を告げる。

一書記（上野重勝）朗読

一町長（秋山誠一）本件は、農業委員会等に関する法律の改正により

農業委員会書記が農地主事と変ったのでこの条例改正となった

尚今度の改正により、農地主事は意見を農林大臣まで具申すべき

ることになった。

「議長(田村利一)」本件につき要議の有無を会議にばり全会一致原案通り決定する旨を告げる。

日程第四 福生町職員退職金支給条例の一部改正について

「議長(田村利一)」本件を提案する旨を告げる。

「書記(上野重勝)」朗読

「町長(秋山誠一)」失業保険法の改正により町の退職金支給条例の一부를改正する必要がある。細部は総務課長より説明させる。

「総務課長(大野忠一)」失業保険法の改正により退職金を失業保険法における失業保険の額まで支給するよう改正する必要がある。

「議長(田村利一)」本件について要議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる。

日程第五 福生町税賦課金収支条例の一部改正について

東京都西多摩郡福生町役場

「議長(田村利一)」本件を提案する旨を告げる。

「町長(秋山誠一)」地方税法の改正による賦課金収支条例改正の必要がある。細部は総務課長が説明する。

「総務課長(貫井茂次)」地方税法の改正により条例の一部を改正する必要がある。だが改正の大きなものは固定資産税の場合税額の少額なものは一期に生収すること、したること、人格のない財団、社団等にも課税できること、したこと、所得割が百分の二十となったこと、法人税割が百分の八、こととなったこと等がある。

以下条文につき詳細説明を行う。

「議長(田村利一)」総務委員会の審議結果について委員長の説明を求める。

「総務委員長(村尾種吉)」総務課長より詳細説明の通りであり、総務委員会では原案通り認めた。

「オニ番(渡井明)」オニ三番の税率はどこも百分の二十か

税務課長(曾井七代次) 制限税率は百分の二十四であるが、郡内各町村はほとんど百分の二十である。

議長(田村利一) 本件につき、異議の有無を会議にはかり、全会一致原案通り決定するものと告げる。

日程方え土地買収について (議案第四号)

議長(田村利一) 本件を提案する旨を告げる。

書記(上野重勝) 朗読

(町長(秋山誠一)) 本件は熊川保育園敷地の買収で、都に於て保育園、建物の予算、的見通しもついたので、地元の努力により、土地の方も話が、びきた。建物は七五坪で、坪当三、八〇〇円位であるが、三〇〇〇円ぐらいかることとなる。

尚これについては、P・Aその他各位の努力を得たもので、厚生委員会でも審議された。又保育園は近い将来町に移管されることも予想され

東京府西多摩郡福生町役場

この土地はこの際に確保しなくてはならない。

議長(田村利一) 厚生委員会の審議結果につき、委員長の報告を求め、(厚生委員長(森田克一)) 厚生委員会は本件の買収を承認し、土地代坪当二、〇〇〇円、桑補償料一、五五〇円と決定した。

(才土番(山下幸三)) 都の昭和三十一年度予算に、建物の建築費は計上されたが、(町長(秋山誠一)) 都の民生局で聞いたところによると、二ヶ所分が当初予算に計上されているが、これは他所の分であり、こちらのものは九月の追加予算に必ず計上すると言っている。尚田村郡議を通じて民生局長とも面接し、期待にそうと回答を得てある。

議長(田村利一) 本件について異議の有無を会議にはかり、全会一致原案通り決定するものと告げる。

日程方七 福生町国民健康保険運営協議会委員の委嘱について

議長(田村利一) 本件を提案する旨を告げる。

(書記(上野重勝) 朗 読

(町長(秋山誠一) 国保運営協議会委員は公益代表三名 医師代表三名 被保険者代表三名とより構成されているがこのうち七月に任期満了となるもの公益代表の中森ふみ、山下幸三、医師代表で山田正礼、被保険者代表で斎藤真一の各氏でそれぞれ、議案の通り選任したい。

(議長(田村利二) 本件について異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる。

日程才八 昭和三十二年度福生町歳入歳出追加更正予算。

(議長(田村利二) 本件を提案する旨を告げる。

(書記(上野重勝) 朗 読

(町長(秋山誠一) 本年度才八の追加更正予算であるが現在の見通しからこのくらいは計上しても差支えないので従来の懸案事項について解決するよう計った。

東京都西多摩郡福生町役場

病害駆除については従来都でやっていたが今度町でやることにしこれに対し都より補助金がかかることになった。

歳末面では議会書記の専任にともない人件費を従来より振替えたこと、教育費については中学校十周年記念行事費追加入

二五、一〇〇円、教育費の死亡給与金三三、二〇〇円である。社会労働施設費では保育所土地買収費三三、五〇〇円、児童公園補助一五、四、一〇〇円、産業至済費では種豚購入に要するもの二一、八〇〇円、病害虫防除費二一、一〇〇円、銀座通街路灯建設補助金四〇、〇〇〇円、財産費では分枝の給食場建設費増加分二五、〇〇〇円、諸支金では防犯灯の補助金四、五〇〇円、合計で一四二、三〇〇円となる。

(議長(田村利二) 總務委員会の審議結果について委員長に報告を求め、

(総務委員長(村尾隆吉) 總務委員会におきかへ審議の結果原案通り決定する。

一頁と告げる。

議長(田村利一) 本件について異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる。

日程第九請願書(牛浜駅より通り)舗装工事について)の受理について

議長(田村利一) 本件を提案する旨を告げる。

書記(上野重勝) 朗読

議長(田村利一) 日程第十陳情書(松の湯より舗装工事について)の受理について

も関連するので同時に提案する旨を諮り全会一致提案すること
に決定する。

書記(上野重勝) 朗読

「オ三番(山下幸三) 牛浜駅より舗装は既に建設委員会に付託されたが保角と
さう話もあり再請願をいたした。牛浜駅より通りは東降客も多く
下水も完備したので舗装工事により之派なものとしたい」と云う
地元有志の発起により請願されたもので基地交付金も決定し

たのでこれらの関連もあることであるかう是非実施して欲しい。

「オ三番(中西虎彦) 建設委員会が保角といた理由も説明されない。

」建設委員長(瀬古清光) 牛浜及松の湯の件は既二回協議したが予算面

或は現在の工事過程より直ちにということはお出来ない。多数の人の

通行がある牛浜の道りについても五派なものとしたい気持はあり

これにつき地元民よりの強い要望により舗装工事も促進する」と云う

ことは芳しいことではなく正当論とは云えない原則的にはこれら

については税金により実施されるべきで寄り附行爲と云うことは不本意

である。然し地元の熱意もあることであるから理事者に於て何とか予算

的措置を講ずるよう望む

松の湯その件は昨年から数回審議されているが交通頻繁であ

堪えられないと云うので地元より協力金をあす」と云うのであり

町当局も予算操作により実施されたい。巨额的には短かく自動

車の交通も繁しく昨年より陳情されているもので地元松の湯に
十五万円その他で五万円計二十万円を集めてあり残り十八万円
に足りて町で負担することになる。工事については現在四十五万円位
かゝるが三十八万円が承認願えるならそれで田村建設の實施する。
「オニ番(渡井明)」松の湯の通の件は何時委員会付託となつたか。
「建設委員長(瀨古清茂)」昨年秋のところに相談があった最初十万円の協力
金と云う話であった。

「オニ番(中西虎彦)」建設委員会が保留されたものも再請願するようになるか。
「オニ番(山下幸三)」建設委員会が保留されたので付託した場合再保留と云う
こともあるから本会議で採決願いたい。
「オニ番(瀨古清茂)」予算的な裏付けがなくてはならないので町長の腹
を切りたい。

東京 葛飾区 多摩郡 瑞穂町 役場

「オニ番(田村祐一)」唯今道路問題も審議しているが、財源のことについてはオ
ニ番(田村祐一)の意見もあつて九月の追加更正予算に優先的に取り
上げるようになつてゐるので補正する。

「オニ番(森田幸三)」都市計画道路線について既に橋はお来ることになつてゐる
が鉄道の踏切が来るなくては困るのでこの予算が計上されるか否
かについて説明願う。

「町長(秋山誠一)」踏切については五月に鉄道の係が来町して調査してゐる
報知機等の設備が必要であり二、三百万円かゝると云うことだ。今年度で
この費用が補助対象となるかどうかは明確でないが対象にはなると
云うことである。

「オニ番(大久保一郎)」オニ番議員の発言のように予算がないから否決するので
予算がないようにあるか今一度審議願いたい。

「議長(田村利一)」本二件については予算的な裏付けが必要でありこれと関
連して審議するように建設委員会に再付託する。

署名議員選挙

議長(田村利一)署名議員選挙は指名推薦により議長が指名するものと
会議に諮り指名推薦とする

議長(田村利一)九の者は指名し一名毎に会議に諮り全会一致決定する

オ六番 米泉 薫

オ七番 中森 与一

オ八番 西村 光人

議長(田村利一) 午後の時三十分会議を閉じると告げる

右会議の顚末を記録し相違ないことと証するためここに署名す
る

昭和三十一年六月二十七日

福生町議会

議長 田村利一

議員 中森与一

東京都西多摩郡福生町役場

米泉 薫
西村 光



福生町議会々議録

昭和三十三年七月十七日や四回福生町議会臨時会を福生町役場に招集した

出席した議員は次の通りである

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 一番 | 田村利一 | 二番 | 渡井明 | 三番 | 中西虎芳 |
| 四番 | 瀬古清芳 | 五番 | 村尾四郎 | 六番 | 米泉 薫 |
| 七 | 中森与一 | 八 | 西村光人 | 九 | 石川信義 |
| 十 | 森田幸芳 | 十一 | 山下幸三 | 十二 | 森田誠重 |
| 十三 | 並木 秀 | 十四 | 清水与市 | 十五 | 井上頼太郎 |
| 十六 | 設身美知 | 十七 | 石川常太郎 | 十八 | 村尾種吉 |
| 十九 | 飯野富十郎 | 二十 | 森田茂一 | 二十一 | 田村祐一 |
| 二十二 | 高橋三郎 | 二十三 | 大久保一郎 | 二十四 | 高橋彦市 |
- 一、会議事件は次の通りである。